平成21年度政策評価書(事後評価)要旨

政策分野 19

(評価実施時期:平成22年8月)

担当部局名: 国際平和協力本部事務局

いけばれ	四时别:十成22年0月/		
	日ませた上半をなるま	根拠となる法令等(2つまで)	
政策名	国際平和協力業務等の推進		
	【実績評価方式】	国際平和協力法	
	平成4年6月、国際連合平和維持活動等に対する協力	- 	
	う。)が制定され、国連平和維持活動への協力、人道的		
政策概要	監視活動への協力のほか、物資協力の制度が定められて		
以不 ! か 又	原、ネパール、スーダンとともに、新たにハイチ国際		
i	災民への物資協力業務を実施した。また、国際平和協		
	火八、シガ貝四月末切で大心した。 また、日内 TEW)	万明 元只による明元日野守と入心した。	
Ì			
ı			
+- //- //	□ 1000 □ 1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1		
施策名	①国際平和協力業務等の推進		
l			
1			
	【総合的評価】		
Ì	ゴラン高原、ネパール、スーダン国際平和協力業務と	レモレ 正成91年度から宝施したハイチ国際	
l	平和協力業務、スリランカ被災民に係る物資協力につい		
l	ており、目標を達成することができた。 また、国際平和協力研究員もそれぞれの研究活動等を通じて事務局の業務に貢献した。少人数ではあるものの、国際平和協力分野における人材育成に役立っていると考える。		
l			
i			
Ì	めるものり、国际半伸励刀刃野における八竹月以に区-	立つしいると与える。	
	ノ ナー ///・=== /m //+ - m		
	<施策評価結果一覧>		
	S A B	C	
ĺ	0 1 0	0 0	
ĺ			
	(必要性) 国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力を行う必要がある。		
評価結果			
	(有効性)		
	ゴラン高原国際平和協力業務において、UNDOFの活動は、両国の和平交渉を下支えするとともに、中東地域における和平の問題にとっても大きな役割を果たしている。ネパール国際平和協力業務において、UNMINの活動は、ネパール国内の安定、中国とインドに挟まれた要衝にあるネパール地域全体の安定させるために、大変重要な任務を遂行している。スーダン国際平和協力業務において、UNMISの活動は、アフリカ全体のみならず我が国を含め国際の平和と安定のために、大変重要な任務を遂行している。(効率性)		
	政策の性質上、数値化した定量的な分析はなじまない。	ため記載个 引。	
	我が国の国際平和協力業務等は、国連、現地政府等から	ら高い評価を得ている。その一方で、より積	
	極的に要員の派遣を行うべきとの指摘もある。我が国		
	ための努力に積極的に寄与するため、現在、国際平和		
	とともに、新規の派遣の可能性についても検討を行って		
	CCOUCANDARY NINE AND THE THE STORY OF CONTRACT IN A		
反映の			
方向性			
	<反映の方向性一覧>		
	引き続き推進 拡充等 改善・見直し	抜本的見直し 平成23年度に新設	